

規 則

埼玉県立精神保健福祉センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第二十二号

埼玉県立精神保健福祉センター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立精神保健福祉センター管理規則（平成十四年埼玉県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第七条中「指導」を「援助」に改める。

様式第一号及び様式第三号中「（四）（五）（六）」を削る。

様式第四号中「（五）」を削る。

様式第五号及び様式第六号中「（四）」を削る。

附 則

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、様式第一号、様式第三号から様式第六号までの改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の埼玉県立精神保健福祉センター管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。